

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2019 SUMMER NEWS



SORA Keisuke Ohba ©

「深海にきらめく、夏の色」
ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介



弁護士
浦田 秀徳
Hidenori Umeta

万葉のむかし、初春の令月にして気淑く風和らぐ時、筑紫・大宰府の地で、大伴旅人ら筑紫花壇のメンバーが梅花の宴を催しました。旅人による「我が園に梅の花散るひさかたの天より雪の流れ来るかも」という歌の美しさは時代を超えて心に響きます。

この地に根ざし、当事務所は顧客さまがたの幸せを願い、法的な立場からそのお手伝いをしてまいりました。そして令和のスタートとなった本年には創立35周年を迎えることができました。わが事務所のファンのみなさまがたのご支援のためです。長らくのご愛顧をありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

みなさまがたのニーズに的確に対応するため、今年末には弁護士9人体制とする予定です。若く優秀な人材とともに、さらなる発展をめざしたいと思っております。

ことしは私も還暦の節目です。人生の半分以上をこの地に根ざして弁護士として活動してきたこととなります。これを記念して「スーツを裏返して」弁護士、山の絶景に遣いに行く」という写真集をつくりました。山登りに興味のあるかたは事務所までお問い合わせください。

寄稿

「懸命に働いた職人に被害を押しつけるな!!」

福岡県建設労働組合筑紫支部

書記長 甲斐 武征

Yakushi Kai



このアスベスト被害は、今もなお多くの「国民」に降りかかる問題です。アスベストを含んだ建物はまだ約280万棟残っていると推定されており、それらを安全に解体・処分するための対策や管理は十分と言えないためです。

建設労働者として、ただ真面目に一生懸命に働いてきた多くの仲間たちに次々とアスベストの病魔が襲いかかっている。こうした状況を受けて、弁護士・医師・建設労働組合などが立ち上がり、国とアスベスト製造企業を相手に提訴して11年が経過しました。

そうした全国民の命に降りかかる問題に対し、国と企業はまず過去の過ちを認め、直ちに適切な対策を講じるべきです。私たちが取り組んでいるこの建設アスベスト訴訟の目的である「被害の根絶」は、特定の職種や地域の課題ではなく、国土に蓄積されたアスベストを、すべて安全に処分させるまでの課題であり、そういう意味では、私たちが子や孫に安全な国土が残せるかどうかの闘いです。

決が出されており、対国に関しては10回連続で勝利しています。また、建設業特有の働き方である「二人親方」についても、当初は「労働安全衛生法上、労働者でない」として、保護対象から除外されていましたが、弁護団の法廷内での奮闘により、一人親方も労働者と同様に保護対象であると国の責任を認める判決も出ています。

そうした前進し続けている判決に続くのが九州訴訟になります。5月27日に高裁結審を迎え、11月11日が判決期日となりました。引き続き、世論で包囲しながら何としても早期解決を目指します。

ちくし法律事務所にはいつも顧問として、このアスベスト問題だけでなく、多くの相談にのってもらっています。引き続き、被害者に対し、向き合い、寄り添う正義の法律事務所としてお力添えをお願いいたします。

この建設アスベスト訴訟は、九州だけでなく、全国で計12件の訴訟が進行しており、原告数は約800名、被害者数は約700名にのぼっています。これまでに7つの地裁判決、4つの高裁判

決を受けて、弁護士・医師・建設労働組合などが立ち上がり、国とアスベスト製造企業を相手に提訴して11年が経過しました。ちくし法律事務所の田中弁護士向井弁護士には、この訴訟弁護団として昼夜を分かたず奮闘していただいております。中でも田中弁護士は、弁護団事務局長、国班のリーダーを担っていただいております。



寄稿

「法律講座を開催するのは何のため？」

宇美町働く婦人の家 しずずうみ

館長 吉村 順子

Yumiko Yoshimura

糟屋郡宇美町は人口約37,000人の小さな町です。そして私が勤務する「宇美町働く婦人の家 しずずうみ」とは、生涯学習センターと女性センターの役割を持つ公共施設です。

昨年春、ちくし法律事務所事務局の入江さんから「宇美町で法律講座を開催したい、と考えているのですが。」とお話がありました。

そこでお引き受けするにあたり、職員に「弁護士さんにとんなイメージをもっていますか？」と、尋ねたところ

「お目にかかったことのない遠いお方最後の最後の駆け込み寺的な存在テレビドラマを見ると非常にかっこいい私事で弁護士さんが登場する。という出来事が起きたと想像すると、警察に捕まった。と思うほどドキドキする感じ」

などと、私には関係ない、無縁の方たちです。という結論でした。

しかし、現実には本当にそうなのでしようか？

実は、私の弟も弁護士で、我が家で弁護士が登場したのは3回ありました。

1回目 当然！は、両親の相続の時

2回目 やっぱ！は、「誰の世話にも

ならない。」と言っていた叔母が、高齢になり認知症を患った時の成年後見の時

3回目 まさか！ は曾祖父名義の固定資産が大阪市にあると分かった時

相続のように、どの家庭にもあること

と、そしてまさか、のことも起こりうるのです。

この機会は弁護士・弁護士事務所を知る絶好のチャンスになる、宇美町で法律講座を開催してみようと思いました。そしてちくし法律事務所さんと協働で講座を開催する運びとなり、今年で2年目になりました。

昨年、講座受講者アンケートには、

「弁護士の先生が熱心で分かり易かった。」

「知っているのと知らないのでは大きな違いが分かった。」

「などがありました。その中に「何かあったら森先生に頼みたい。」という一文がありました。」

それは漠然とした固定観念の弁護士像から、人としての弁護士を知った正直な感想なのではないかと思いました。法律講座を開催した意味があったのです。

そして何より「日本で一番顧客さまに近い法律事務所」であるために、あえて裁判所の近くではない二日市に事務所を置いておられるということ。体のことについては主治医がいるように、家庭の法律についてはファミリー弁護士がいれば安心です。そのためにも今後実施する法律講座にみなさんが気軽に参加されるようお声掛けしていきましょう。

これからのしずずうみ「知って得する法律講座」のご案内

令和元年 8月22日(木) 14時～ 井上 菜彩 弁護士
「主婦(主夫)が知ってお得なママ知識」

令和元年 10月10日(木) 19時～ 田中 謙二 弁護士
「弁護士は見た！ 遺産分割の実際」

令和2年 2月14日(金) 10時～ 追田 登紀子 弁護士
「民法改正(相続)残された家族のための法律」



左から2番目 吉村館長

プロフィール

平成元年4月
社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会勤務
平成23年4月
社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会
宇美町働く婦人の家しずずうみ 館長
現在に至る

趣味 書道、韓国語、読書

「のこされた妻の生活はどうなる？」



弁護士
井上 茉彩

Mei Inoue

ほぼ40年ぶりに相続法が改正される！と話題です。特に注目すべきは、配偶者居住権でしょう。

遺産は2000万円の自宅と2000万円の預金だけ。高齢の妻と子どもの仲がよくない場合、夫が亡くなると、妻と子の間で争族となる可能性があります。法定相続分が2分の1であることから、妻が自宅を相続すると、預金を相続することができず、生活ができなくなってしまうかもしれません。

このようなケースで、遺された妻の居住と生活を守ることを目的として新設されたのが配偶者居住権です。居住権には、①配偶

者居住権と、②配偶者短期居住権があります。

①配偶者居住権

遺産分割や遺贈により、配偶者が配偶者居住権を取得するとされた場合に、終身、その自宅に居住することができる権利です。これは居住権なので、所有権に比べて評価額が低くなります。先のケースで自宅の居住権が1000万円と評価されたとする、自宅に住み続けることができるほか、預金1000万円を取得することができる計算になります。つまり、自宅に住み続けることができ、かつ、老後の生活資金も相続しやすくなるというメリットがあるわけです。ただし、所有権ではないので、自宅を売却してお金に換えることはできません。途中で自宅に住むのをやめて施設に入ったような場合、自宅を現金に換えて施設入居費用に使うということは難しいと考えておかなければなりません。

配偶者居住権を得た方がよいのかどうかは、やはりケースバイケースでしょう。

②配偶者短期居住権

短くても相続開始の時から6ヶ月間が経過するまで、配偶者が無償で、自宅に住み続けることが出来る権利です。自宅についての遺産分割協議が成立しない間は、ずっと居住を続けることができます。この制度により、相続開始後すぐに、配偶者が自宅を追われるという事態を防ぐことができるようになりました。また、配偶者短期居住権は、被相続人に借金が多く、配偶者が相続放棄をした場合にも認められます。

この制度は、令和2年4月1日以降に発生した相続（同日以降に作成された遺言）に適用されます。配偶者が相続開始時に居住していた自宅に限るなど細かい要件があったり、配偶者居住権の評価は一律には決められなかったりするなど、検討しなければならぬ事項があります。制度の利用を考えられる場合には、是非一度ご相談ください。



2019
SUMMER NEWS

日)前後に、概ね50名くらいの皆さんと公演をしています。日本国憲法を皆さんに知って頂くことの一環で頑張っています。私も関わるようになって20年、いつも脚本書きには挫折し、大根役者ぶりはご愛嬌。去年からは、娘もちょうどセリフをもらって、張り切りました。見送した方のために、DVDも販売しています。

脚本書きたいー女優になりたいー舞台道具を作りたいーお芝居や憲法に興味をお持ちの方ならば誰でも参加できます。是非、私までお声掛けください。



井護士
迫田 登紀子
Toshiko Sekida

・ひまわり一座。という憲法劇団をご存知ですか。

平成元年から続いている、弁護士と市民の皆さんで作っている劇団です。毎年、弁護士が新しい脚本を書き、3か月精古を重ねて、憲法の日(5月3



井護士
稲村 晴夫
Haruo Inamura

今年上半期の近況報告です。

・正月休みには昨年度のベストミステリー数冊と、ジエラリーデイバーのリンカーンタイムシリーズを読み、推理小説を堪能する。

・二月には塩野七生の「十字軍物語」「海の都の物語」「ロドス島攻防記」などを読んで地中海世界の歴史を知る。

・三月には探検家角田唯介の生き様に魅せられ、「極夜行」などの全著作を読む。

・昨秋から俳句に関心をもつようになり、季節にもなっている梅・桜・紫陽花・葛葉など散歩しているときに見かける花々をよく観察するようになる。

・休日には四王寺山まで大と散歩。六月には風雨のなか九重の願ヶ鼻に登り、山肌染めるミヤマキリシマに感動する。



井護士
田中 謙二
Kenji Tanaka

色とりどりの紫陽花やダリアが浮かべられた手水舎。涼しげで幻想的です。

この六月に春日神社(春日市)がしつらえた「花手水」が、SNSやネットニュースで大反響をよび、テレビでも取り上げられました。参拝した方から膨大な数の写真がSNSに投稿され、あるツイートの「いいね」は20万件を超え、ついには参拝の方の大渋滞ができたそうです。

この花手水をアレンジされた春日神社の榎直さんやお花屋さんは、私が日ごろからお世話になっている先輩ですが、さすがのセンスに、脱帽です。これからも私たちの地元を明るく元気にしてくれるニュースの発信、待っていますよー



井護士
森 俊輔
Shunroku Mori

護士)に行きました。

弁護士を長く経験すると、私がやりたかった仕事は本当にこれなのだろうか?と思うこともあります。大勢の中学生1年生から輝く眼で見つめられて、「やはり弁護士は素敵な仕事だ。さらに精進せねば」と、初心を思い出しました。(中学生から鋭い質問が飛んだ「収入」も含め)中学生の憧れの対象になれたと自分勝手に確信しています。



井護士
山野 和也
Kazuya Yamano

令和元年6月28日、熊本地方裁判所は、国のハンセン病隔離政策によってハ

ンセン病元患者の家族らが受けてきた被害について、国の責任を認める判決を言い渡しました。病歴者本人のみならず、家族の被害に関して国の責任を認めた初めての判決になります。

私は、弁護士になりましたの頃から、弁護団の一員として、家族らの深刻な差別体験等をお聴きしてきました。法廷で請求認容判決の読み上げを聞いたとき、家族らの想いが裁判所に届いたと感じて、涙が溢れてきました。

ハンセン病問題の全面解決に向け、今後もご支援のほどを何卒よろしくお願い申し上げます。



井護士
向井 悠人
Yuuaki Mukai

弁護士になって1年と半年が過ぎました。

仕事にも慣れてきて、新規のご相談の終わりにお客様が笑顔を見せてくれることも増えてきたように思います。

このあいだ市民法律講座をはじめ担当しました。これ以外にも、多くの人の前で話す機会をいただいております。

最近、多対1でも1対1でもコミュニケーションであることには変わらないのかなと感じています。「今のしゃべり方だと理解しにくいかな?」「今しゃべったことに関心があるんだな」といったことを考え、聞いて下さっている相手の反応をみながら話す。このようなコミュニケーションをこれからも取っていきたく思います。

私の美容・健康法



よく食べよく働き、週末犬と遊んで、
ワイン飲んでよく寝ることかな(入江)



自分のエネルギー源を見失わない。
よく歩く。美味しいお酒!(行田)

健康的な食事☆でも、最近は飲んで食べてばかり…
反省です(;_;) (矢野)



たくさん遊んでストレスフリー☆
月に1回、仲間内で開催している
ボードゲーム会が面白すぎる!(柴田)

そろそろ運動をしないと…と本気で思い、
今度スリングヨガというものに行ってみようかと。
続けて通う意欲がわきますように。。。 (吉田)



落ち込んだ日、悲しいことがあった日は、
必ずお笑いか動物動画を見てから寝ています。
心をリフレッシュさせて明日も頑張る!(原田)



市営プールが夜間安く利用できるというチラシを見かけたので、
この夏はプールに通ってみようかと思っています。(堀下)



毎朝、家から駅までダッシュしています!!
単に電車の時間ギリギリだからなのですが、
いい運動かも?(佐々木)



目覚めの1杯(青汁)は
何とな〜く続いている習慣です。(藤)

セミナーのご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的で開催しています。
身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。
私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか?
どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。
2019年度後期の日程や会場は次のとおりのお予定となっております。

- | | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------------------------|
| ①2019年 9月18日(水) 19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士山野和也による「働く人のための法律知識」の講座 |
| ②2019年 11月12日(火) 19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士森俊輔による「どうする? お金にまつわる困った問題」の講座 |
| ③2020年 1月22日(水) 19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士田中謙二による「どうする? 困ったお客様・クレマーへの対応」の講座 |
| ④2020年 3月25日(水) 19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士向井悠人による「交通事故」の講座 |



ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



T818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>

